

**令和8年度 裾野市共創型実証フィールド創出事業企画運營業務委託  
公募型プロポーザル 企画提案基本仕様書**

## 1 要旨

裾野市では、人口減少や高齢化、地域産業の担い手不足といった構造的な課題が進行しており、地域の持続可能性が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、本市ではスタートアップなどの企業等が有する先進的な技術・アイデアを地域に取り込み、多様な主体が連携・共創することで、地域課題の解決と新たな価値創出を図る取組を推進している。

本業務は、市内に存在する社会課題や地域課題、現場に根ざした個別課題等を幅広く収集・整理し、それらの解決に資するスタートアップ等との実証事業を企画・運営するものである。課題抽出から実証事業者の公募・選定、実証実施に向けた伴走支援、成果検証・報告までを一体的に行うことで、共創による課題解決の実効性を高めることを目的とする。

あわせて、本事業を通じて、市内事業者や市民等の多様な主体の参画を促し、共創に対する理解と機運を醸成するとともに、実証後の継続・展開を見据えた持続的な地域活性化につなげることを目指す。

## 2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

## 3 業務概要

	業務名	主な内容
(1)	全体管理	・本業務の全体管理、運営等の事務
(2)	企画、課題抽出	・市内の課題収集に伴う企画案の作成 ・収集した課題の整理及び抽出
(3)	実証事業者の公募、選定	・実証事業者の募集、審査及び選考管理
(4)	実証に伴う伴走支援	・課題提供者及び実証事業者へのサポート ・ワークショップ等の企画、実施
(5)	成果検証、報告	・調査、分析、実績報告

## 4 業務内容

本業務は、その目的及び期間を考慮した上で、次に掲げる業務を企画、調整及び実施するものとする。各業務の実施に当たっては、事前に市と協議するものとする。

なお、本仕様書において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) **スタートアップ等** 地域課題の解決や新たな価値創造に向けて、本市フィールドを活用した実証実験を行う主体を指し、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ア 法人（スタートアップ企業、ベンチャー企業、中小企業、大企業等の事業部門等）
- イ 大学・研究機関（大学、短期大学、高等専門学校、公的研究機関、またはそれらに属する研究室やサークル等）
- ウ 個人・任意団体（特定の技術やアイデアを有する個人、または個人を中心としたチームやコミュニティ等）
- エ 前記アからウの主体で構成されるコンソーシアム（共同事業体）

- (2) **実証事業** 市、企業、市民等が連携し、現場環境における課題の発見、解決策の試行、およびその結果に基づく改善・修正のサイクルを繰り返すプロセスをいう。本市をフィールドとして提供し、対話を通じた価値共創を目的とする活動全般を指す。
- (3) **課題提供者** 市内において解決を図るべき社会課題・地域課題又は現場に根ざした個別課題を有し、実証事業の実施に当たり、課題内容の提供、関係者との調整及び実証フィールド（場所・データ・業務プロセス等）の提供その他必要な協力を行う主体。

## 5 業務詳細

### (1) 全体管理

項目	内容
事務局の設置・運営	業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に必要な人員体制を十分に確保、配置すること。
企画・スケジュール管理	業務目的が達成できる内容を企画するとともに、事業全体のスケジュール管理及び調整を行うこと。
進捗報告	進捗報告を定期的に行い、あわせて議事録等を作成すること。
アンケート	イベントやワークショップ等を実施した際は、参加者を対象としたアンケート調査を実施し、集計すること。

### (2) 企画、課題抽出

区分	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内における課題を短時間で幅広く収集するため、周知方法や収集方法を工夫した効果的な施策を企画し、実施すること。</li> <li>・収集した課題を分野や内容ごとに整理するとともに、実証事業として取り組むべき課題を選定、抽出すること。</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住者、団体及び企業等</li> <li>・収集する課題については、社会課題や地域課題に限らず、未利用地の活用や業務改善に関するものなど、個別の課題を含め、幅広く対象とすること。</li> </ul>
募集・選定方法	提案内容をもとに、市と協議の上決定する。
期間	令和8年6月頃から令和8年7月末頃まで

### (3) 実証事業者の公募、選定

区分	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>抽出した課題について、その解決に資する技術やサービスを有するスタートアップ等を対象に、実証事業への参加について公募すること。</li><li>応募内容を分野や提案内容ごとに整理した上で、課題との適合性等を踏まえ、実証事業者を選定すること。</li></ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>スタートアップ等</li></ul>
募集・選定方法	提案内容をもとに、市と協議の上決定する。
期間	令和8年8月頃から令和8年9月末頃まで

### (4) 実証に伴う伴走支援

区分	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>実証事業が円滑に進むよう、課題提供者と実証事業者との連絡・調整を行うとともに、実証の計画立案から実施、課題整理に至るまでの伴走支援を行うこと。</li><li>実証事業を広く周知し、市内における共創の取組への理解を深め、機運を醸成するため、ワークショップ等の企画及び実施も検討すること。</li></ul>
実施方法	提案内容をもとに、市と協議の上決定する。
期間	令和8年10月頃から令和9年1月末頃まで

### (5) 成果検証、報告

区分	内容
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>実証事業者へのヒアリング等を通じて実証結果を把握するとともに、実証効果や今後の継続・展開の可能性について分析し、報告を行うこと。</li></ul>
実施方法	提案内容をもとに、市と協議の上決定する。
期間	令和9年2月末頃まで

## 6 納品物

	納品名	主な内容	部数
(1)	実績報告書	・本業務の報告資料として、各業務の実施内容、得られた成果及びその分析結果を整理し、取りまとめたもの。	1部
(2)	課題・実証テーマ一覧	・収集した課題の一覧や抽出した実証テーマを整理したもの。	1部
(3)	ワークショップ等実施記録	・本業務に伴い実施したイベントやワークショップ等について、実施内容、結果及びアンケート結果等を整理し、取りまとめたもの。	1部
(4)	議事録	・本業務の実施に関連して行った、市及び関係者との打合せ等の内容を記録した議事録。	1部

## 7 著作権等の知的財産権の取扱い

- (1) 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下「知的財産権等」という。）について、必要な権利処理がなされた素材を使用するものとし、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託に係る成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証するものとする。なお、映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合は、あらかじめ市に通知するとともに、当該第三者との間で発生する知的財産権等に関する手続き及び使用料等の費用負担並びに責任は、すべて受託者が負うものとする。
- (3) 受託者が作成した本契約に基づく成果物に関する所有権及び著作権は、当該成果物の完成時をもって、受託者から市に無償で移転し、市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有する物の知的財産権等については、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- (4) 成果物に関する著作者人格権について、受託者は、将来にわたりこれを行使しないものとする。また、受託者は、本成果物の制作に関与した者に対して、著作権の主張をさせず、併せて著作者人格権を行使させないものとする。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 成果物に関し、第三者から知的財産権等の侵害に関する申立てを受けた場合において、市の帰責事由による場合を除き、当該申立てに係る対応は、受託者の責任及び費用負担により処理するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、本業務に係る知的財産権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

## 8 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部について、第三者に委託することができるものとする。この場合において、受託者は、あらかじめ市に対し、書面により、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

## 9 災害時の対応

- (1) 受託者は、災害や事故に備えた危機管理体制を整備し、緊急時には迅速かつ適切な対応を行うこと。
- (2) 自然災害や感染症等の影響により、本業務の実施時期を変更する必要があると市が判断した場合は、市と受託者が協議の上、実施時期を変更するよう努めること。
- (3) 自然災害や感染症等の影響により、本業務の一部又は全部を実施することができない場合は、市と受託者が協議の上、契約の変更又は解除を行う可能性があることに留意すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本業務の実施に関し特に定めのない事項については、市の指示に従うものとする。

## 10 その他

- (1) 本業務の遂行に当たり、受託者は市と常に密接な連絡を取り、市の指示及び承認を受けながら業務を行うこと。
- (2) 前号のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案を行い、市と協議の上、実施すること。
- (3) 本業務において個人情報を取り扱う作業を行う場合は、発生し得るミス及びインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載のないものについては、市と受託者の協議により決定するものとする。